

令和5年度 第10回農業委員会総会 (5.12.20)

開 会 午後4時00分 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第10回農業委員会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、  
お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ  
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 11番 小川委員、14番 酒井委員にお願いします。

**第1号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

---

議 長～	1番	申 請 者
	2番	申 請 者
	3番	申 請 者
	4番	申 請 者
	5番	申 請 者
	6番	申 請 者
	7番	申 請 者
	8番	申 請 者
	9番	申 請 者

以上9件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番から9番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのため  
の証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、12月14日午前に10番滝島委員、9番村野委員及び  
事務局、同日午後には6番清水委員、8番井上委員及び事務局とで行っております。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、スナップエンドウ、カブ、ダイコン、ハウレンソウ、ネギ、ミカンが  
作付けされておりました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ダイコン、ホウレンソウ等の冬野菜が作付けされていました。問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ブルーベリーが作付けされていました。綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ブルーベリーが作付けされていました。問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ブロッコリーが作付けされており、下草もなく問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、下草もなく、管理されていました。これからホウレンソウを作付け予定です。問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ダイコン、ネギが作付けされていました。管理もなされ問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ、8番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、ミカン、ブロッコリー、ダイコン、キャベツ、スナップエンドウ、ブルーベリーが作付けされていました。非常によく管理されており問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、9ページ、9番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、クリ、ミカンが作付けされていまして。下草も適正に処理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上9件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

## 第2号議案 相続税納税猶予に関する認定都市農地貸付け等継続証明の件

---

議長～ 10番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 10番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。現地調査につきましては、12月14日午後6時30分に6番清水委員、8番井上委員及び事務局とで行っております。

事務局～ 10番

現地案内図は、9ページ、10番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、サツマイモの収穫が終わっておりますが、下草等もなく適正に管理されており問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、農業経営継続中として証明することに決定いたします。

### 第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

---

議 長 ～ 11番 申請者  
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～ 11番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。  
現地調査につきましては、12月14日午後6時清水委員、8時井上委員及び事務局とで行っております。

11番  
現地案内図は、10ページ、11番です。  
申請者及び所有者の農業従事についての記録の報告は、事務局担当から、また、調査の報告を6時清水委員からお願いいたします。

6時清水委員 ～ 現地は、ハウレンソウが作付けされておりました。今後は、コマツナ、ネギを作付けする予定です。綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。  
以上が今月の議案でございます。  
次に、11月13日から12月8日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

#### 専決処理規程による会長専決の報告について

#### 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議 長 ～ 12番 申請者  
以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 12番  
現地案内図は、11ページ、12番です。  
現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月24日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長～ ないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

## 第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 13番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

事務局～ 13番

現地案内図は、12ページ、13番です。

転用目的は専用住宅です。現況は畑でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月24日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

## 第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

14番 譲受人

譲渡人

15番 譲受人

譲渡人

16番 譲受人

譲渡人

17番 譲受人

譲渡人

18番 譲受人

譲渡人

以上5件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

14番

現地案内図は13ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

15番

現地案内図は14ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

16番

現地案内図は15ページ、16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は賃貸借権の設定です。現況は宅地でございます。

17番

現地案内図は16ページ、17番です。

転用目的は学校グラウンド拡張等で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

18番

現地案内図は17ページ、18番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

以上5件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月24日、12月5日及び12月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

### 生産緑地の取得あっせんについて

議長～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

19番  
現地案内図は、18ページ、19番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。  
以上でございます。

議長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。